

一般競争入札公告

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院(以下「JCHO 大阪病院」という)の I C U ・ N I C U 患者情報システム及び生体情報モニター保守業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 4 月 4 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
大 阪 病 院
院 長 山 崎 芳 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 I C U ・ N I C U 患者情報システム及び生体情報モニター保守業務委託
- (2) 対象機器 ①フィリップス社製 患者情報システム A C S Y S
②フィリップス社製 生体情報モニター
- (3) 契約期間 平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで
- (4) 設置場所 大阪府大阪市福島区福島 4 丁目 2 番 78 号 JCHO 大阪病院

2 入札参加資格要件

- (1) 次の①～⑦の条件に該当する者は参加する資格を有しません。
 - ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者
 - ④ 「破壊活動防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員
 - ⑤ 本団又はその他の者との契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過していない者
 - (a) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (b) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - (c) 第一交渉権者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者
 - (d) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (e) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - (f) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、下請負人、支配人その他の使用人として使用した者

⑥ その他不適当と認めた者

- (2) 全省庁統一参加資格（平成 28・29・30 年度）において「役務の提供」の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかに格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

3 入札参加手続等

- (1) 担当部署（問い合わせ先）

〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島 4 丁目 2 番 78 号

JCHO 大阪病院 経理課 杉江、西澤 電話 06-6441-5451 内線 2025

- (2) 一般競争参加資格審査申込書の交付期間、場所及び方法

平成 30 年 4 月 4 日 9 時 00 分から平成 30 年 4 月 18 日 17 時 00 分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）（1）の担当部署にて交付する。

- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成 30 年 4 月 5 日 9 時 00 分から平成 30 年 4 月 19 日 17 時 00 分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）（1）の担当部署に持参すること。但し、資料の作成に係る費用は提出者の負担とし、一度提出された資料は返却いたしません。

- (4) 入札参加資格通知

（3）の提出資料を審査の上、平成 30 年 4 月 20 日 17 時 00 分までにお知らせいたします。

4 入札及び開札

- (1) 日 時 平成 30 年 4 月 27 日 10 時 00 分

- (2) 場 所 JCHO 大阪病院 6 階 会議室 5

※郵送で提出のあった書類は受理しません。

5 その他必要な事項

- (1) 入札および契約手続に使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、資料を添付して入札書の受領期間内までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とします。

- (5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約の相手方の決定方法

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。